

認定コミュニティ活動状況資料

松林地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2～8
委員名簿	9

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	10～20
当該年度の活動計画書及び収支予算書	21～23
特定事業の概要	24
(ふくろう塾)	
特定事業実施報告書	25～29
(ふくろう塾)	
特定事業の概要	30
(かんがるうのぼっけ)	
特定事業実施報告書	31～34
(かんがるうのぼっけ)	

特定事業の概要 35

(広報活動事業)

特定事業実施報告書 36～37

(広報活動事業)

【参考資料】

かんがるうのぼっけ 案内チラシ

松林タイムス 第12～14号

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

松林地区は市内でも田畑が多く残る地区で、現在も農業が盛んに営まれている。また、神社や寺院なども数多く存在しており、これら「地域文化の基盤」により醸成される地域コミュニティは継続している一方、昭和の後半に実施された大規模な住宅地造成事業や開発事業により、多くの新規住民が加わり、本地区の地域性も大きく変化している。

また、9ある自治会をはじめ、福祉、青少年育成、防災・防犯など様々な分野で数多くの団体が活動している。

培ってきた伝統を重んじ、住民と地域文化が共存する松林地区であり続けるためには、今まで以上に地区の団体や住民が身近な問題について気軽に話し合い、顔の見える関係づくりや住民相互の連携を図り、「共助」の力を強くしていかなければならない。

また、従来自治会が担ってきた地域におけるコーディネート機能をさらに高め、地域横断的な取り組みを進めることが必要となることから、地域と市とが密接に連携・協力し、多くの住民で地域の情報を共有し、課題を発見し、その課題を解決していくため、新たな地域コミュニティの形成を図ることとした。

審査基準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（R 5 年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第 1 条に市長が告示する松林地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図 7」と規約第 1 条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第 6 条（1）に「松林地区に属する各単位自治会の代表」が委員である旨記載あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり 9 自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第 3 条第 1 項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第 6 条（2）～（1 2）に規定あり。 ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （2）松林地区社会福祉協議会の代表 （3）松林地区民生委員児童委員協議会の代表 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （4）松林地区体育振興会の代表 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （5）松林学区青少年育成推進協議会の代表 （6）室田小学校区青少年育成推進協議会の代表 （7）松林小学校 P T A の代表 （8）室田会の代表 （9）松林中学校 P T A の代表 （1 0）松林学区青少年指導委員の代表 （1 1）室田学区青少年指導員の代表 （1 2）小和田学区青少年指導委員の代表	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第 6 条（2）～（1 2）」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第 6 条（1 5）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第 1 1 条、第 2 4 条～第 2 8 条に部会の規定あり。その他、松林地区まちぢから協議会部会設置規定には、松林地区に住所を有する全ての個人が参加できることが規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第 1 1 条第 2 項及び第 3 項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第 1 条に名称及び主として活動する区域、第 2 条に主たる事務所の所在地、第 3 条に目的、第 1 0 条に代表者に関する事項、第 1 1 条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第 3 条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

松林地区まちぢから協議会規約

(名称及び区域)

第1条 本会は、松林地区まちぢから協議会（以下「協議会」という。）と称し、市長が告示する松林地区（以下「松林地区」という。）を活動区域とする。

(所在地)

第2条 協議会の事務所は会長宅とする。

(目的)

第3条 協議会は、地域における課題解決のため、松林地区の代表組織として新たな地域コミュニティを形成し、自主的且つ主体的に活動するとともに、市と協働し、住みよい地域社会を構築することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 松林地区の住民及び各種団体等の課題解決に向けた取り組みに関すること。
- (2) 松林地区の住民及び各種団体等の共通の学習及び行事等に関すること。
- (3) 松林地区の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。
- (4) 松林地区の住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関すること。
- (5) その他、前条の目的達成に必要な事業の実施に関すること。

(構成)

第5条 協議会は、委員、準委員、部会員で構成する。

(委員)

第6条 協議会の委員は、次に掲げる者とし、委員の数は40名以内とする。

- (1) 松林地区に属する単位自治会の代表者
- (2) 松林地区社会福祉協議会の代表
- (3) 松林地区民生委員児童委員協議会の代表
- (4) 松林地区体育振興会の代表
- (5) 松林学区青少年育成推進協議会の代表
- (6) 室田小学校区青少年育成推進協議会の代表
- (7) 松林小学校 PTA の代表
- (8) 室田会の代表
- (9) 松林中学校 PTA の代表
- (10) 松林学区青少年指導員の代表
- (11) 室田学区青少年指導員の代表
- (12) 小和田学区青少年指導員の代表
- (13) 第24条第4項に定める部会長
- (14) 協議会が推薦する者
- (15) 公募による者

2 委員は松林地区に居住する者とする。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(準委員)

第7条 協議会に準委員を置く。

2 準委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 欠員による補充準委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 前項の役員は、総会において、委員の中から選任する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の職務)

第10条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 書記は、会議の記録及び協議の事務を行う。
- (4) 会計は、協議会の運営及び活動に関する会計事務を行う。
- (5) 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見し、総会に報告の必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び部会とする。

2 総会及び運営委員会は構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会及び運営委員会において委任状の提出があった委員および準委員については、出席があったものとみなす。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(総会の構成)

第12条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会の議長は、その総会において、出席した委員の中から選出する。

(総会の種別)

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第10条第5号の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第15条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算に関すること。

- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 役員の選任に関すること。
- (4) 規約等の制定及び改正に関すること。
- (5) その他、協議会の組織及び運営方針に関すること。

(総会の議事録)

第16条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(役員会の構成)

第17条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

3 役員会には、役員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第18条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の議決事項)

第19条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会及び運営委員会に付議する事項に関すること。
- (2) 総会及び運営委員会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- (3) 総会、運営委員会、部会の会務の調整に関すること。

(運営委員会の構成)

第20条 運営委員会は、委員及び準委員をもって構成する。

2 運営委員会の議長は、協議会の会長が就く。

3 運営委員会には、委員及び準委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第21条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の議決事項)

第22条 運営委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 委員及び準委員の選任に関すること。
- (2) 部会長や部会員の選任に関すること。
- (3) 事務局の選任に関すること。
- (4) 部会の設置に関すること。
- (5) 部会間や団体間の連絡調整に関すること。
- (6) 各部会が協議した事業に関すること。
- (7) 協議会に寄せられた意見及び提案に関すること。
- (8) 総会の議決を要さない会務の執行。
- (9) その他に関すること。

(運営委員会の議事録)

第23条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 委員及び準委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員及び準委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決に関する事。
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事。

2 議事録には、議長及びその運営委員会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

（部会の構成）

第24条 部会は、部会員をもって構成する。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会の議長は、部会長が就く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会の中から互選により選任する。

（部会長及び副部会長の任期）

第25条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（部会の招集）

第26条 部会は、部会長又は運営委員会が必要と認めたときに招集する。

（部会長及び副部会長の職務）

第27条 部会長及び副部会長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 部会長は、担当部会を代表し、部会の運営を総括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときには、その職務を代理する。

（部会の協議事項）

第28条 部会は、所掌する事項について調査・審議し、役員会または運営委員会に報告する。

- 2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

（事務局）

第29条 協議会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、書記が統括する。
- 3 事務局に、松林地区に居住する者から役員会が推薦し、運営委員会の議決を得た者を置くことができる。

（事務局の所掌事務）

第30条 事務局は、次の事務を司るものとする。

- (1) 会議の資料の作成に関する事。
- (2) 会議の議事録の作成に関する事。
- (3) 会計事務に伴う事項に関する事。
- (4) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整に関する事。
- (5) その他、協議会の運営に必要な事項に関する事。

（事業及び会計年度）

第31条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

（経費）

第32条 協議会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

（住民等からの意見等の取り扱い）

第33条 会議でだされた意見等のほか、松林地区の住民及び各種団体等から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第34条 その他、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は平成26年7月18日から施行する。

附 則

この規約は平成28年4月19日から施行する。

附 則

この規約は平成28年5月27日から施行する。

附 則

この規約は平成30年5月18日から施行する。

附 則

この規約は令和2年5月28日から施行する。

附 則

この規約は令和4年4月15日から施行する。

松林地区まちぢから協議会 部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、松林地区まちぢから協議会規約第28条第2項の規定により、松林地区まちぢから協議会の部会名及び所掌する事項等に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会について)

第2条 松林地区まちぢから協議会に設置する部会は次のとおりとし、松林地区に住所を有する全ての個人が参加できるものとする。

- (1) 子ども部会
- (2) 防災部会
- (3) 福祉部会
- (4) 広報部会
- (5) 環境部会

(部会の所掌する事項等について)

第3条 前条に規定した部会の所掌する事項及び具体的な取り組み内容は、次のとおりとする。

- (1) 子ども部会
 - ア 青少年育成・人的交流の創出に関すること
 - イ その他運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること
- (2) 防災部会
 - ア 災害対策・防災力向上に関すること
 - イ その他運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること
- (3) 福祉部会
 - ア 誰もが安心して暮らせる地域社会を創出すること
 - イ その他運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること
- (4) 広報部会
 - ア 松林地区及び松林地区まちぢから協議会の情報を発信すること
 - イ その他運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること
- (5) 環境部会
 - ア 生活環境の改善に関すること
 - イ その他運営委員会等で当該部会での検討が決定した案件等に関すること

附 則
この規程は、平成２８年２月２６日から施行する。

附 則
この規程は、平成２８年３月１８日から施行する。

附 則
この規程は、平成２９年３月１７日から施行する。

附 則
この規程は、平成２９年５月８日から施行する。

附 則
この規程は、平成３０年６月２２日から施行する。

	役職	所属	氏名	備考
1	会長	上赤羽根自治会	細田 勲	
2	副会長	協議会推薦	安齋 英雄	
3	副会長	協議会推薦	城田 誠	
4	副会長	松林地区体育振興会	五反田 敏明	
5	副会長	菱沼自治会	今井 邦親	
6	会計	協議会推薦	内田 紘	
7	書記	協議会推薦	森 俊彦	
8	監事	松林地区社会福祉協議会	浅岡 肇	
9	監事	民生委員児童委員協議会	小澤 雅子	
10		中赤羽根自治会	川口 稔	
11		下赤羽根自治会	手代木 宏	
12		高田自治会	福井 達夫	
13		室田自治会	高橋 潔	
14		ニュータウン茅ヶ崎自治会	齋藤 満	
15		ショクサンピラ自治会	仁井原 美和	変更
16		オクトス湘南茅ヶ崎自治会	粟飯原 勝行	変更
17		松林学区青少年育成推進協議会	柴田 晴美	
18		室田小学校区青少年育成推進協議会	田中 由季乃	
19		松林小学校PTA	細井 麻奈美	
20		室田会		
21		松林中学校PTA	委文 光子	
22		松林学区青少年指導員	山田 千佳子	
23		室田学区青少年指導員		
24		小和田学区青少年指導員	川上 晃子	
25		子ども部会長	神原 純子	
26		防災部会長	吉原 敏明	
27		福祉部会長	吉野 伸子	
28		広報部会長	曾根 進三郎	
29		環境部会長	池西 道郎	
30		協議会推薦	上村 純夫	
31		協議会推薦	亀田 英明	
32		協議会推薦	井野 孔美	
33		協議会推薦	木村 理江	
34		公募委員	川口 富士子	

令和5年度事業報告

1 会議等の実施

(1) 定期総会、運営委員会、役員会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和5年4月14日	第1回役員会	(1) 定期総会に向けた準備
4月21日	定期総会	(1) 議案第1号 令和4年度事業実施報告 (2) 議案第2号 令和4年度収支決算 (3) 議案第3号 令和4年度会計監査報告 (4) 議案第4号 推薦委員の選任(案) (5) 議案第5号 令和5～8年度までの事業方針(案) (6) 議案第6号 令和5年度事業計画(案) (7) 議案第7号 令和5年度収支予算(案)
5月12日	第2回役員会	(1) 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会5月定例会の報告 (2) 認定コミュニティ企画事業審査会の結果 (3) (仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備懇談会
5月19日	第1回運営委員会	(1) 部会等の活動報告について (2) 認定コミュニティ企画事業審査会の結果 (3) (仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備懇談会
6月16日	第3回役員会	(1) 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会6月定例会の報告 (2) (仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備について (3) 令和6年度の特定事業について (4) 災害時等の連絡体制について
6月23日	第2回運営委員会	(1) 部会等の活動報告について (2) (仮称)松林地区地域集会施設等複合施設整備について (3) 令和6年度の特定事業について
7月14日	第4回役員会	(1) 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会7月定例会の報告 (2) 市民集会について
7月21日	第3回運営委員会	(1) 部会等の活動報告について
9月15日	第5回役員会	(1) 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会9月定例会の報告 (2) 市民集会の議題について (3) 令和6年度特定事業について

9月22日	第4回運営委員会	(1) 部会等の活動報告について (2) 市民集会の議題について (3) 令和6年度特定事業について
10月13日	第6回役員会	(1) 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会10月定例会の報告 (2) 市民集会について (3) 令和5年度上半期の事業の振り返り及び令和6年度の事業計画の立案について
10月20日	第5回運営委員会	(1) 部会等の活動報告について (2) 市民集会について (3) 令和5年度上半期の事業の振り返り及び令和6年度の事業計画の立案について
11月10日	第7回役員会	(1) 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会11月定例会の報告 (2) 市民集会について (3) 令和6年度松林地区まちぢから協議会年間スケジュール(案) (4) 公募委員の募集について
11月17日	第6回運営委員会	(1) 部会等の活動報告について (2) 市民集会について (3) 令和6年度松林地区まちぢから協議会年間スケジュール(案) (4) 公募委員の募集について
12月15日	第8回役員会	(1) 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会12月定例会の報告 (2) 避難行動要支援者支援制度について (3) 市民集会について
12月22日	第7回運営委員会	(1) 部会等の活動報告について (2) 市民集会について
令和6年1月19日	第9回役員会	(1) 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会1月定例会の報告 (2) 令和5年度収支決算見込み (3) 定期総会に向けた準備
1月26日	第8回運営委員会	(1) 部会等の活動報告について (2) 令和5年度収支決算見込み (3) 定期総会に向けた準備
2月16日	第10回役員会	(1) 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会2月定例会の報告 (2) 定期総会に向けた準備
2月22日	第9回運営委員会	(1) 部会等の活動報告について (2) 定期総会に向けた準備
3月15日	第11回役員会	(1) 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会3月定例会の報告

		(2) 令和6年度定期総会の開催 (3) 推薦委員の選任（案） (4) 令和6年度から令和8年度までの事業方針（案） (5) 公募委員の選考
3月22日	第10回運営委員会	(1) 部会等の活動報告について (2) 令和6年度定期総会の開催 (3) 推薦委員の選任（案） (4) 令和6年度から令和8年度までの事業方針（案） (5) 公募委員の選考

（2）防災部会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和5年4月27日	第1回防災部会	(1) 役員の補充について (2) 地区防災訓練計画と届出について (3) その他
5月26日	第2回防災部会	(1) 新役員の紹介について (2) 地区防災訓練の日程と概要について (3) その他
6月22日	第3回防災部会	(1) 地区防災訓練の内容について (2) 地区防災訓練の参加予定数について (3) その他
7月28日	第4回防災部会	(1) 地区防災訓練の事務局案の検討について (2) その他
9月21日	第5回防災部会	(1) 地区防災訓練の詳細について (ア) 参加人数について (イ) 訓練担当について (ウ) 避難所運営ゲーム（HUG） (2) その他
11月9日	第6回防災部会	(1) 地区防災訓練の最終確認について (ア) 参加人員について (イ) 給食訓練について (ウ) その他 (2) その他
11月24日	第7回防災部会	(1) 地区防災訓練の反省について (2) その他
令和6年2月6日	第8回防災部会	(1) 災害時要支援者リストの利用状況について (2) 民生委員との連携について (3) その他

3月21日	第9回防災部会	(1) 地区防災訓練の今後について（意見聴取） (2) その他
-------	---------	------------------------------------

(3)子ども部会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和5年5月14日	第1回子ども部会 ミーティング	(1) かんがるうのぽっけ借家 熊谷邸使用終了の件 ・公民館使用可能か、日程調整など (2) 松林地区子ども会との意見交換、交流会について ・お知らせを夏休み明けに配布、意見交換会は 11/11 の午前中を予定
7月10日	第2回子ども部会 ミーティング	(1) 松林公民館まつりについて (2) 来年度事業計画・予算、及び今年度後半の活動日程確 認 (3) 子ども会との交流会について ・11/25(土)14時～16時 松林公民館和室で開催予定 (4) 公民館との共同開催、SDGs 講座について (5) その他 ・フードバンクについて引き続き検討
9月9日	子ども部会臨時 ミーティング	(1) 子ども会交流会について (2) 松林公民館まつりについて (3) ふくろう塾活動について
9月10日	子ども部会臨時 ミーティング	前日の内容と同じ
11月25日	第3回子ども部会 ミーティング ※子ども会意見交換 会中止のため	(1) 子ども会問題について (2) 来年度事業計画・予算及び活動日程、場所について (3) フードバンクとの手続きについて (4) その他 ・公式 LINE、Instagram の開設

(4)福祉部会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和5年5月16日	第1回福祉部会	(6) 「第5回福祉部会サロン」意見交換 (7) 「第6回福祉部会サロン」開催に向けて (8) 新たな交通手段の検討
7月11日	第2回福祉部会	(1) 「第6回福祉部会サロン」意見交換 (2) 「第7回福祉部会サロン」開催に向けて (3) 新たな交通手段の検討
9月12日	第3回福祉部会	(1) 「第7回福祉部会サロン」意見交換 (2) 「第8回福祉部会サロン」開催に向けて

		(3) 新たな交通手段の検討（敬老大会）
11月14日	第4回福祉部会	(1) 「第8回福祉部会サロン」意見交換 (2) 「第9回福祉部会サロン」開催に向けて (3) 新たな交通手段の検討（長寿会）
令和6年1月23日	第5回福祉部会	(1) 「第9回福祉部会サロン」意見交換 (2) 「第10回福祉部会サロン」開催に向けて (3) 新たな交通手段の検討（長寿会・お花見会） (4) 2024年度活動計画・予算の検討
3月12日	第6回福祉部会	(1) 「第10回福祉部会サロン」意見交換 (2) 「第11回福祉部会サロン」開催に向けて (3) 新たな交通手段の検討（お花見会） (4) 2023年度活動報告・決算報告（暫定）及び2024年度活動計画・予算（案）の検討

(5) 広報部会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和5年4月21日	部会全体会議	(1) 前期決算の確認 (2) 令和5年度予算と事業(行動)計画について確認 (3) 松林地区内の今期の行事予定について情報交換 (4) HPの更新について情報交換 (5) 松林タイムス12号の企画検討
5月19日	定例会	(1) 松林タイムス12号の掲載記事の詳細検討・決定 (2) HPの更新内容確認 (3) Wordpress研修の企画検討
6月23日	定例会	(1) Wpブロックエディタ研修 (2) 松林タイムス12号の配布仕分け作業
7月21日	定例会	(1) 令和6年度事業計画の先行策定検討
9月22日	定例会	(1) 運動会、防災訓練、福祉バザー、市民集会についての 広報部会の取組み内容検討
10月20日	定例会	(1) 松林タイムス13号運動会特集号の企画検討 (2) 市民集会ポスター内容検討
11月17日	定例会	(1) 令和5年度後半の部会活動の再確認 (2) 市民集会に関する広報部会の取組について再確認
12月22日	定例会	(1) 松林タイムスの見易さ検討（試作品4点で検討） (2) 松林タイムス14号の編集企画検討 (3) グループLine活用の検討
令和6年1月26日	定例会	(1) 松林タイムス14号の編集企画検討
2月22日	定例会	(1) 松林タイムス14号の取材・執筆について作業確認 (2) 令和6年度事業計画と予算の再調整

3月22日	(1) 松林タイムス14号(9,000部)の配布仕分け作業
-------	-------------------------------

(6)環境部会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和5年5月11日	第1回定例会	(1) 環境部会メンバー紹介 (2) 令和5年度部会活動について ・ 活動計画 ・ 予算 (3) その他 部会備品の紹介他
7月13日	第2回定例会	(1) コンポストによる生ごみリサイクル実施報告 (2) 各自治会ごみ問題関連近況報告 (3) 焼却ごみ施設見学の予定
9月14日	第3回定例会	(1) ごみの減量化について (2) ごみ有料化後のプラごみ増加問題について
10月26日		環境事業センター ごみ焼却炉施設見学
11月9日	第4回定例会	(1) 環境事業センターとの交流会 (2) ごみ焼却施設見学振り返り
令和6年1月11日	第5回定例会	(1) ごみの分別とリサイクルについて (2) 環境指導員会議の報告 (3) 地域ケア会議について
3月14日	第6回定例会	(1) R5年度総括 (2) R6年度事業計画(案) (3) その他

2 事業の実施

区分	実施主体	実施日	事業の名称
主催	子ども部会	通年	子育て世代の居場所づくり事業「かんがるうのぼっけ」
主催	子ども部会	通年	中学生の学習支援と夕食支援事業「ふくろう塾」
主催	防災部会	11月19日	地区防災訓練(松林小学校)
主催	広報部会	通年	広報活動事業
主催	福祉部会	通年	サロン事業
共催	福祉部会	通年	歌体操支援事業

(1) 子育て世代の居場所づくり事業「かんがるうのぼっけ」

概要 松林地区内の空き家を活用し、子育て世代の居場所づくりを実施した。令和5年6月で空き家の使用が終了となったが、松林公民館にて引き続き活動を行うことができた。公民館休館日は室田自治会館にて開催した。

実施日 合計11回実施(4月、5月、6月、9月、11月、12月、1月、2月)
原則第4火曜日の10時00分～13時00分

※3月はスタッフ都合により中止となった。

参加者 子ども51名、保護者50名、スタッフ64名（延べ合計）、行政等見学者7名
親子の平均参加組数 4組

成果 空き家使用最終日には7組の親子が参加。皆、公民館開催になっても参加しますと言ってくれた。かんがるうのぼっけが居場所として定着していることを実感した。子育て経験者の部会員から子育てについてのアドバイスをするなど、子育てに対しても貢献することができた。ボランティアの方々も定着しており、子育て世代と地域の方々とのコミュニケーションの場にもなった。

今後 引き続き、居心地の良い居場所として沢山の親子を受け入れつつ、子連れ防災や食育、ヨガを取り入れたリラックス法の提案、音楽を楽しむイベントなどを開催していく。

（2）中学生の学習支援と夕食支援事業「ふくろう塾」

概要 松林公民館で、松林・赤羽根・円蔵中学校の1年生、2年生、3年生に対する学習・食事支援を実施し、彼らの居場所となっている。また、保護者に何らかの事情があり地域の助けが必要な生徒にも、安心して参加できる居場所である。生徒には勉強する教材を持参してもらうが、勉強を強制はせず、自由な時間を過ごしてもらっている。支援者との交流により自己肯定感を育み、前向きに勉強や日々の生活に向き合ってもらえるような居場所作りを目指した。令和4年度から生徒が調理から参加できるようにした夕食作りも好評。自宅で料理を楽しむようになった生徒もいる。

実施日 合計24回開催（4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月 月2回） ※3/10 公民館まつりに3年生2人が参加してくれた。
原則第1土曜日、第3水曜日の16時から20時まで。じゃがいも植え付け体験は午前中開催とした。

成果 少人数だがほぼ毎回参加の生徒がいる。ふくろう塾で調理に目覚めたらしく、自宅でも色々で作っているとのこと。一緒に調理をすることで、スタッフとのコミュニケーションがより良好になった。受験シーズン真っ只中でも3年生が参加してくれたのは、ふくろう塾が息抜きできる居場所になっているからだ実感した。昨年に続きじゃがいもの植え付けを行なったが、収穫期に日程が合わず生徒が参加出来ず残念だった。

今後 参加者が減少している中でも、必要としてくれる生徒がいる限り継続していきたい。2月から学習支援者として先輩ふくろう塾生の大学生姉妹が参加してくれているので、更に生徒との交流を深め学習面とメンタル面をサポートしていく。円蔵、赤羽根中からも参加者が集まるよう、引き続きチラシを配布する。また、定期的に報告会を開催し、各学校との連携を強める。

おでかけふくろう塾が実施出来なかったのも、次年度はビーチクリーンや美術館見学などで実施する。

達成状況 参加人数はコロナ禍以前より減っているが、事業再開からずっと通っている生徒がいる。居場所や親以外の身近な大人の存在の必要性を改めて感じた。

円蔵中から久しぶりの参加者がいた。室小同級生の松林中の1年生と一緒に参加出来るふくろう塾は、友情を育む場にもなっていた。今年度、長い活動の中で初めての参加者0人が2回もあった。2/21の食材はほぼ寄付で賄っていたが、今後も万が一のことを想

定し、フードバンク登録を早急に進めていく。食材保管場所が定まらず、今年度は登録に至らず。

参加者一覧(中学生の学習支援と夕食支援事業「ふくろう塾」)

実施回数	実施日	中 1	中 2	中 3	小学生 未就学等	合計	スタッフ	食事提供集会額 (大人食事代)	メニュー 備考
1	4/8	5	1	1	0	7	7	1,500	筍ご飯、ハンバーグ
2	4/19	2	0	0	1	3	5	1,200	カレー、サラダ
3	5/13	2	1	3	0	6	4	900	おこわ、春巻き
4	5/24	2	0	0	1	3	6	1,500	カレー、サラダ
5	6/3	0	1	0	0	1	4	1,200	新じゃが料理
6	6/21	3	0	1	0	4	5	1,200	カレー、ポテトピザ
7	7/1	0	1	3	0	4	4	900	肉じゃが、鶏照り焼
8	7/19	3	0	1	0	4	4	900	夏野菜カレー
9	8/5	0	1	2	0	3	4	1,200	餃子、中華スープ
10	8/23	2	1	2	0	5	3	900	キーマカレー
11	9/9	1	1	1	0	3	5	1,200	ビビンバ、スープ
12	9/20	0	1	1	0	2	4	1,200	カレー、サラダ
13	10/7	0	0	1	0	1	3	600	シチュー、チーズ焼
14	10/18	0	0	0	0	0	4	1,200	カレー、大学いも
15	11/11	3	1	1	0	5	5+見学2	1,800	肉じゃが、スープ
16	11/22	1	1	2	0	4	6+見学5	3,300	カレー、ポテサラ
17	12/9	3	1	1	1	6	4	1,200	ハンバーグ、スープ
18	12/20	2	1	1	1	5	5+見学1	1,200	カレー、サラダ
19	1/13	1	1	6	0	8	6	1,200	グラタン、スープ
20	1/24	0	1	2	0	3	5	1,500	カレー、サラダ
21	2/3	0	1	3	0	4	5	1,200	恵方巻き、お吸い物
22	2/21	0	0	0	0	0	10	2,400	カレー、野菜和物
23	3/2	1	1	2	1	5	7	1,500	ちらし寿司、唐揚げ
24	3/27	2	0	3	5	10	12+見学1	3,000	カレー、スープ
合計		33	16	37	10	96	136	33,900	

※3/27 はふくろう塾体験会 小6 2名、小3 1名、高1 1名(付き添い)

(3) 広報活動事業

① 年次版「松林タイムス」発行

概 要 ごみ集積所の問題を主要テーマにした松林地区市民集会の記事を中心に A3 表裏に編集し地域内全戸および地区内の公立小中学校教職員に配布した。

発行日 令和6年3月31日

②ホームページでの情報発信

概 要 茅ヶ崎まちぢから協議会連絡会が主管するホームページをポータルサイトとして、松林地区まちぢから協議会のホームページをトップに、まち協傘下組織(自治会や部会等)が発信するホームページを管理している。また、松林地区まちぢから協議会の主な行事の要旨を発信した。

実施時期 年間を通し随時

(4) サロン事業 (福祉部会)

概要 松林公民館の講義室を借り、隔月開催(6回)を実施した。昨年度に引き続き部会としてサロンの開催を行った。毎回参加者にアンケートを行い、参加者と一緒に楽しい場所になるように努めました。各自治会に協力を得て、毎回自治会員の皆様に回覧を回して頂き、直接申し込みをして頂きました。

第5回参加者(21名) 第6回参加者(15名) 第7回参加者(15名)

第8回参加者(19名) 第9回参加者(15名) 第10回参加者(15名)

(5) 歌体操支援事業

概 要 茅ヶ崎市主催で上赤羽根自治会館、小桜町防災倉庫の会議室、ショクサンビラ自治会館の松林地区3か所の歌体操教室が開催されている。部会員が指導役として参加しつつ、のぼり旗の設置などの支援を行った。運動することにより身体活動量の増加と共に、コミュニケーションにより地域住民の交流が行われている。コロナ禍で感染予防を行いながら、多くの方の参加がありました。

(6) 防災訓練

概 要 11月19日(日)松林小学校で開催しました。訓練に先立ち各自治会員を防災リーダーが避難誘導訓練として松林小学校まで引率しました。到着後、避難訓練者は校庭でテント設営訓練を行い、開会式を迎えました。来賓挨拶の中で塩崎副市長より命を守るための訓練との話があり、その後の初期消火、応急救護、救助救出、防災資機材取扱、訓練に真剣に取り組まれました。閉会式後は給食(炊き出し)訓練で作った温かなアルファ米と豚汁を食し、起震車体験、濃煙体験をしていただき解散となりました。訓練に参加された自治会の皆さん、市役所職員、教職員、消防団など大勢の方々の協力により訓練を終了することができました。(参加人数363名)

3 その他の取り組み

(1) 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づく認定申請に関すること

令和5年度第1回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会に活動状況を報告し認定基準に適合していることが確認され、今後の取り組みへの助言を得ました。

(2) コミセン懇談会

施設機能及び景観デザインについて意見交換を行い、市民参加による施設づくりを進めるため、松林地区の様々な分野で活動している各種団体を構成員とする(仮称)松林地区地域集会施設等複

合施設整備懇談会を設置し、検討を行いました。

実施日	会議の名称	主な内容等
令和5年5月25日	第1回コミセン懇談会	(1) 懇談会の役割と会議の進め方について (2) (仮称) 松林地区地域集会施設等複合施設整備基本計画について (3) 意見交換 (敷地の使い方等について)
8月9日	第2回コミセン懇談会	(1) コミセンワークショップの報告について (2) 設計のキーポイントを踏まえた諸室の配置について
9月5日	第3回コミセン懇談会	(1) 整備スケジュールについて (2) プランに関する委員からの意見について (3) 法令による建築制限について (4) プラン (修正後) について
10月5日	第4回コミセン懇談会	(1) プラン (修正後) について (2) 外階段とテラスの運用について (3) バリアフリーへの配慮事項について
11月8日	第5回コミセン懇談会	(1) ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) について (2) 外階段やテラス等について (3) 建物のカタチについて (4) 床の仕上げについて
11月21日	第6回コミセン懇談会	(1) 外階段とテラスについて (2) 倉庫や収納配置について (3) トイレ関係のプランについて (4) 受付・事務室関係のプランについて

令和5年度 松林地区まちぢから協議会収支決算

収入の部

項 目	予算額	決算額	内 訳
補助金	1,071,390	946,390	運営費等助成金 250,000円 防災訓練補助金 115,000円 特定事業助成金①（ふくろう塾） 169,810円 特定事業助成金②（かんがるうのぼっけ） 275,580円 特定事業助成金③（広報活動事業） 136,000円
参加費	99,000	58,100	ふくろう塾（食事代） 33,900円 かんがるうのぼっけ（食事代） 24,200円
拠出金	80,000	38,422	松林地区自治会連合会から防災訓練費用
合 計	1,250,390	1,042,912	

支出の部

項 目		予算額	決算額	内 訳
運 営 費	【本部】	129,000	156,433	
	事務消耗品費	17,000	6,294	プリンターインク、コピー用紙
	会議費	34,500	11,000	会場使用料
	物品費	20,000	90,380	デジタルカメラ、横断幕製作
	視察研修費	45,000	0	
	印刷製本費	10,000	48,759	会議資料印刷
	予備費	2,500	0	
	【子ども部会】	13,000	5,981	コピー用紙等
	【福祉部会】	31,000	20,069	コピー代等
	【広報部会】	22,000	3,200	集会チラシ印刷代
	【環境部会】	20,000	17,600	プリンターインク
	【防災部会】	35,000	6,858	会議資料印刷代等
	小計	250,000	210,141	
防 災 訓 練 事 業 費	防災訓練用品費	25,000	0	
	消火器訓練備品費	5,000	0	
	救護搬送訓練備品	10,000	76,000	リヤカー
	給食訓練用食材他	100,000	50,422	食材・燃料
	防災拠点訓練用備品費	95,000	27,000	ブルーシート
	避難訓練討議備品費	10,000	0	
	参加者用用品費	75,000	0	
	その他	0	0	
小計	320,000	153,422		
（特定事業費①） （ふくろう塾）	消耗品費	20,000	4,812	洗剤、ゴミ袋等
	材料費	144,000	103,598	食材代
	賃借料	0	0	
	事業費	10,000	3,338	じゃがいも種芋代（農業体験）
	印刷製本費	13,100	8,258	コピー代等
	予備費	18,710	0	
	小計	205,810	120,006	
（特定事業費②） （かんがるうのぼっけ）	賃貸料	210,000	60,000	会場賃借料10,000円×6回開催
	印刷製本費	4,800	6,637	コピー代等
	消耗品費	20,000	885	紙皿代
	イベント費	10,000	0	
	材料費	63,000	41,373	食材代
	予備費	30,780	0	
	小計	338,580	108,895	
（特定事業費③） （広報活動事）	印刷製本費	113,348	105,712	全戸配布「松林タイムス」とイベントポスター
	通信運搬費	3,000	0	
	物品費	5,000	0	
	研修費	3,000	0	
	予備費	11,652	0	
	小計	136,000	105,712	
市への返還金		0	344,736	
合 計		1,250,390	1,042,912	

令和6年度事業計画（案）

- 1 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に係る事務に関すること
 - (1) 条例に基づく各種提出書類の作成事務
 - (2) 認定コミュニティ助成金（運営費等助成金、特定事業助成金）の交付申請に関する事務
- 2 協議の場の創出に関すること
 - (1) 部会等の開催
 - ア) 子ども部会
青少年育成・人的交流を創出するための協議の場の運営
 - イ) 防災部会
災害対策・防災力向上に関する協議の場の運営
 - ウ) 福祉部会
誰もが安心して暮らせる地域社会を創出するための協議の場の運営
 - エ) 広報部会
松林地区の情報を発信するための協議の場の運営
 - オ) 環境部会
生活環境の向上に関する協議の場の運営
 - カ) コミセン準備室
松林コミセンの準備に関する協議の場の運営
 - (2) 部会の設置に向けた検討
 - ア) 地域の安全安心に関する部会の設置に関すること
 - (3) その他、住所を有するすべての個人に参加機会を提供するための取り組み
- 3 協議会の周知及び広報に関すること
 - (1) 松林地区まちぢから協議会ウェブサイトの管理運営に関すること
 - ア) 運営委員会議事録を記事に仕立て、発信する
 - イ) ホームページの運用を広報部会に任せたい自治会や組織に対応する
 - ウ) 地区内各団体の年間行事予定を共通フォーマットに記入し、ホームページ等を用いて、その周知を図る
 - エ) 地区内での主なイベントに多くの人々が参加するよう働きかける
 - (2) その他、松林地区まちぢから協議会に関する広報活動の実施及び企画
 - ア) 市民集会、地区防災訓練、地区運動会、福祉バザーのPRポスターを作成し自治会管轄掲示場所（約120ヶ所）に掲示する

- イ) 上記ア) で PR したイベントについて、事後報告としてイベントの様子をホームページや「松林タイムス」に掲載し発行する
- ウ) 情報発信ツールとしての SNS 関連技術研修会の開催

4 事業に関すること

(1) 青少年育成・人的交流に関すること

- ア) ふくろう塾（中学生の学習支援と夕食支援事業）の実施
- イ) かんがるうのぼっけ（子育て世代の居場所づくり事業）の実施
- ウ) 松林地区の子ども会との情報交換の実施

(2) 災害対策・防災力向上に関すること

- ア) 防災訓練の実施

(3) 誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に関すること

- ア) 新たな居場所・サロン（通える場所）創出のための支援を行う
目標：通える場所を増やそう
福祉部会が行うサロン（通いの場）活動
- イ) 健康寿命を延ばす
目標：運動（動ける）場所を増やそう
歌体操教室の実施支援
- ウ) 新たな移動手段の検討
目標：もう一度笑顔をみられるように
社会福祉法人の協力を得た移動支援の取り組み

(4) 生活環境の向上に関すること

- ア) 地区内のゴミ集積所の改善
 - ・ ゴミ集積所啓蒙ポスター掲示
 - ・ 不適切排出の対策
- イ) ごみの減量化
 - ・ ごみの分別、リサイクル化の推進で一般ごみの減量の検討

(5) その他、事業に関すること

- ア) 市民集会の開催手法の検討及び開催
- イ) 視察研修の実施 ほか
- ウ) （仮称）松林地区地域集会施設等複合施設整備懇談会への参加

令和6年度 松林地区まちぢから協議会収支予算

収入の部

項 目	前年度決算額	予算額	内 訳
補助金	946,390	907,300	運営費等助成金 250,000円 防災訓練補助金 240,000円 特定事業助成金①（ふくろう塾） 192,800円 特定事業助成金②（かんがるうのぼっけ） 104,500円 特定事業助成金③（広報活動事業） 120,000円
参加費	58,100	58,800	ふくろう塾(食事代) 33,000円 かんがるうのぼっけ（食事代） 25,800円
拠出金	38,422	80,000	松林地区自治会連合会から防災訓練費用
合 計	1,042,912	1,046,100	

支出の部

項 目		前年度決算額	予算額	内 訳
運 営 費	【本部】	156,433	129,000	
	事務消耗品費	6,294	17,000	コピー用紙、ラミネートシート等事務物品
	会議費	11,000	34,500	会議会場代、まちぢから協議会連絡会会費等
	物品費	90,380	20,000	物品購入費
	視察研修費	0	25,000	視察研修代
	印刷製本費	48,759	30,000	会議資料等印刷代、写真プリント代
	予備費	0	2,500	
	【子ども部会】	5,981	13,000	切手代等
	【福祉部会】	20,069	31,000	文房具等
	【広報部会】	3,200	22,000	プリンターインク等
	【環境部会】	17,600	20,000	ラミネートフィルム等
	事務消耗品費	0	15,000	
	物品費	2,000	0	
	印刷製本費	3,258	0	
	通信運搬費	1,600	15,000	
	予備費	0	5,000	
	【防災部会】	6,858	35,000	コピー代等
	小計	210,141	250,000	
防 災 訓 練 事 業 費	防災訓練用品費	0	30,000	ブルーシート
	消火器訓練備品費	0	0	
	救護搬送訓練備品	76,000	100,000	リヤカー代
	給食訓練用食材他	50,422	80,000	食材、備品、プロパンガス
	防災拠点訓練用備品費	27,000	70,000	防災無線、掲示板
	避難訓練討議備品費	0	10,000	討議パネル、筆記用具
	参加者用用品費	0	0	
	その他	0	30,000	予備費
	小計	153,422	320,000	
特定事業費①（ふくろう塾）	消耗品費	4,812	20,000	プリンタインク代等
	材料費	103,598	132,000	食材代¥6000×22回(1人前400円で15名分)
	事業費	3,338	15,000	収穫体験、SDGS講座等
	イベント費	0	15,000	おでかけふくろう塾(野外活動)
	印刷製本費	8,258	10,000	開催通知及び配布資料印刷
	物品費	0	10,000	参考書、文具代等
	予備費	0	23,800	
	小計	120,006	225,800	
特定事業費②（かんがるうのぼっけ）	賃貸料	60,000	0	
	印刷製本費	6,637	12,000	開催通知発行代等
	消耗品費	885	25,000	自治会館使用時の紙皿等
	材料費	41,373	48,000	食材代4,000円×12回(1人前400円、10人分)
	イベント費	0	10,000	ヨガ、音楽イベント等
	予備費	0	35,300	
	小計	108,895	130,300	
特定事業費③（広報活動事業）	印刷製本費	105,712	98,259	全戸配布A4版「松林タイムス」9,000部 16,342円を2回 全戸配布A3版「松林タイムス」9,000部 49,895円を1回 ポスター200枚を4回
	物品費	0	5,000	参考書、会議資料代、インク代等
	研修費	0	3,000	外部セミナー参加費（サポートセンターの講座等を予定）
	予備費	0	13,741	
	小計	105,712	120,000	
市への返還金		344,736	0	
合 計		1,042,912	1,046,100	

特定事業の概要（松林地区・ふくろう塾）

松林地区まちぢから協議会では、平成26年夏から、松林地区における地域課題を話し合うなかで、とりわけ多くの意見があがった「子どもの居場所」に関する課題を解決するための取り組みとして、地域が協力し合い事業を実施している。

（１）事業の概要

公民館の和室や会議室等を利用し、思春期を迎えている中学1～3年生に対する学習支援を実施している。また、生徒の悩みを聞きアドバイスを行うなど、前向きに勉強や日々の生活に向き合ってもらえるよう支援することで、生徒の居場所としても機能している。

令和5年度からは、コロナ禍で中止していた食事支援を本格的に再開している。

（２）事業のねらい

- ・学校や家庭に居場所の無い子の第3の居場所となり、子どもの孤立を防ぐ
- ・地域の大人と関わることで孤立しないようにする
- ・学習支援を通じて、学習意欲の向上を図る
- ・大人の主体性を大切にする
- ・子どもに対する理解を深める

（３）令和5年度実績

24回開催し、参加者数は延べ人数86人（中学生合計）で、1回あたりの平均人数は3.6人であった。

コロナ禍で中止していた食事支援を本格的に再開することができた（令和4年度に一部再開）。参加しやすくなるきっかけを作るため、生徒が調理段階から参加できるようにしたほか、昨年度に続きじゃがいもの植え付けと収穫体験も行った。

回を重ねるごとにスタッフと仲良くなり、楽しんで参加する生徒の様子が見られたこと、自身の悩みを打ち明けてくれるようになったことなどから、家庭でも学校でもない第3の居場所として機能しており、事業目的の達成につながっていると考察している。また、調理体験を通じて、料理に興味を湧き、自宅でも作るようになった生徒も見受けられた。

中学生が抱える悩みはこれまでに増して多様化していると想像できる。その悩みの中には、家族や学校の先生には話づらいこともあると思われる。これまでもボランティアの方々が中学生と信頼関係を築き、相談に乗っていることは多々あった。今後も「ふくろう塾」が悩みを抱える中学生に対し、学習面で支えるだけでなく、心の支えとしても機能していくことを期待する。

特定事業実施報告書（松林地区・ふくろう塾）

事業の実施内容	活動内容	学校や家庭に居場所の無い子の第3の居場所となり、子どもの孤立を防ぐため、中学生の学習支援と夕食支援を実施する。		
	活動期間	令和5年4月8日～令和6年3月28日		
	実施体制	松林地区まちぢから協議会 子ども部会	周知方法	松林中学校、円蔵中学校、 赤羽根中学校へ掲示、配布
	参加者数	中学生 86人 小、未就学 10人 スタッフ 136人 (部会員+ボランティア) 合計 232人	実施日	4/8 土、4/19 水、5/13 土、 5/24 水、6/3 土、6/21 水、 7/1 土、7/19 水、8/5 土、 8/23 水、9/9 土、9/20 水、 10/7 土、10/18 水、11/11 土、11/22 水、12/9 土、 12/20 水、1/13 土、1/24 水、2/3 土、2/21 水、3/2 土、3/27 水 食事提供合計 24回 追加 3/10 公民館まつり・ 3/28 じゃがいも植付け
事業の目的や効果は達成できましたか		・スタッフと一緒に調理することで仲良くなり、楽しんで参加する生徒の様子を見て「ふくろう塾」は家庭でも学校でもない第3の居場所として、生徒の自己肯定感を高めることに繋がったと感じた。 ・室田小出身の円蔵中学生と松林中生徒が揃って参加してくれた。中学校は離れてしまったけれど、ふくろう塾なら一緒に参加することが出来る。 ・中3の参加者が年度最後まで来てくれた。受験中も参加してくれたのはふくろう塾が息抜きできる居場所になれた証だと思う。		
事業を計画的に実施することができましたか		・昼間に動けるスタッフがおらず、予定していた野外活動が出来なかった。 ・年度末に小学6年生を対象とした『ふくろう塾体験会』を開催した。 ・開催通知文の配布のほか、対象の3校に学校掲示用カラーチラシを今年度も作成し掲示依頼をした。		
予算計画や予算配分は適正でしたか		・支出があったものについては、適切だった。夕食支援をコロナ禍前の月2回に戻し、水曜日はカレー、土曜日はお楽しみメニューにした。 ・印刷物については、極力両面印刷にするなどして工夫した。		
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか		・子どもたちにお楽しみメニューをリクエストしてもらうことで、参加の継続につながった。 ・子どもたちから野外活動の希望があったので、どこかで実施予定。ビーチクリーンなど地域ボランティアへの参加希望も多い。 ・中学校との連携が必要なので、本活動への理解を深めて貰うべく教頭と話をしたスタッフが、学校側の熱量の低さに愕然とした。それでも居場所が		

	必要な子どもに届くよう、引き続き活動していく。
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	・自分で作った料理を美味しそうに食べる参加生徒の顔や、学校のこと、受験のことなど、自分から色々と話してくれる生徒が多いことに、スタッフとしてやりがいを感じた。 ・ふくろう塾体験会を終えた小6（新中1）の生徒たちが次の開催日を忘れないようにしている姿を見て、新たな参加者が増えることに喜びを感じた。
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	・地域の方のご好意で、じゃがいもの植え付け及び収穫をすることができた。収穫したじゃがいもを参加者・保護者に配り活動をアピールした。 ・3年間通ってくれた3年生が「今度は勉強を教えたりしたい」と言ってくれた。引き続き、「いつでもおいで」と伝えた。近い将来、活躍してくれることに期待する。 ・年度末に行った公民館まつりに、中3ふたりと一緒に参加。子ども部会の紹介ブースに参加者の生徒が居ることで活動がより伝わったと思う。 ・まちちから協議会広報部会作成の『松林タイムズ』に子ども部会の活動を取り上げていただいたことで、ボランティアスタッフ希望や活動への問い合わせが増えてきている。
課題と今後の展望について	・食材の保管場所を確保し、フードバンクへの登録を実現する。食材ロスや費用軽減に努める。 ・Instagram や LINE 等を活用し、よりわかりやすく活動内容を生徒たちに伝えて、居場所として1人でも多く利用してもらえるようにする。今年度最後の活動日に初参加だった3年生2人はチラシではなく SNS で興味を持ちきてくれた。 ・中学校との連携が上手く取れない状況が続いているので、居場所が必要な生徒にもっと参加してもらえよう、学校と更に協力していく。 ・じゃがいもの収穫体験・野外活動等、普段のふくろう塾とは異なる切り口で声かけし、ふくろう塾を知ってもらうきっかけとなるイベントも継続して実施する。

令和5年度実績

実施回数	実施日	参加者					スタッフ	食事提供集金額	メニュー	備考
		中1	中2	中3	小学生 未就学児	合計				
1	4月8日	5	1	1	0	7	7	1500	葡ご飯・ハンバーグ・ コールスロー・オレング	新1年生多数参加！
2	4月19日	2	0	0	1	3	5	1200	キーマカレー・サラダ・ ヨーグルト	円中男子初参加！
3	5月13日	2	1	3	0	6	4	900	おこわ・春巻き・お味噌汁	
4	5月24日	2	0	0	1	3	6	1500	コロケカレー・メキシカ ンサラダ・フルーツ	
5	6月3日	0	1	0	0	1	4	1200	唐揚げ・ポテトドッグ・ポ テトサラダ・オニオンスー プ	
6	6月21日	3	0	1	0	4	5	1200	キーマカレー・ポテトピ ザ・サラダ・スイカ	
7	7月1日	0	1	3	0	4	4	900	照り焼きチキン・肉じゃが味噌 汁・サラダ・とうもろこし フルーツ	
8	7月19日	3	0	1	0	4	4	900	夏野菜カレー・ヨーグル ト・フルーツ	
9	8月5日	0	1	2	0	3	4	1200	餃子・中華スープ・サラダ・杏仁豆 腐・ポップコーン・ご飯	
10	8月23日	2	1	2	0	5	3	900	キーマカレー・サラダ・ フルーツ	
11	9月9日	1	1	1	0	3	5	1200	ズボンパ・温泉卵・かぼちゃ「ソ テー」・かぼちゃサラダ・わかめスー プ・フルーツ	
12	9月20日	0	1	1	0	2	4	1200	キーマカレー・野菜スープ・サラダ フルーツ	
13	10月7日	0	0	1	0	1	3	600	クリームシチュー・ポテトと ブロッコリーとベーコンのチー ズ焼き・蒸しさつまいも	
14	10月18日	0	0	0	0	0	4	1200	カレー・大学いも・ サラダ・フルーツ	初の参加者無し
15	11月11日	3	1	1	0	5	7	1800	肉じゃが・鶏肉のケチャップ煮・ 野菜スープ・ご飯・フルーツ	小和田地区主任児童委員2名
16	11月22日	1	1	2	0	4	11	3300	カレー・ポテトサラダ・野菜スープ ほうれん草ソテー・フルーツ	小和田地区民生委員5名見学
17	12月9日	3	1	1	1	6	4	1200	ハンバーグ・ミネストローネ・ かぼちゃサラダ・ご飯	
18	12月20日	2	1	1	1	5	6	1200	カレー・中華スープ・サラ ダ・デザートプレート	見学者1名(風の子子ども会)
19	1月13日	1	1	6	0	8	6	1200	グラタン・ポテトサラダ・ 野菜スープ・パン	
20	1月24日	0	1	2	0	3	5	1500	カレー・野菜スープ・コー ルスロー・フルーツ	
21	2月3日	0	1	3	0	4	5	1200	恵方巻き・お吸い物	
22	2月21日	0	0	0	0	0	10	2400	カレー・小松菜シーチキ ン和え・野菜スープ・フ ルーツ	大学生2名が参加してくれ た (一人は卒業生)
23	3月2日	1	1	2	1	5	7	1,500	ちらしずし・お吸い物 唐揚げアスパラ派え・フルーツ	
24	3月27日	2	0	3	5	10	13	3,000	カレー・スープ	大学生1名、見学者1名(子ども応援隊)
	合計	33	16	37	10	96	136	33,900		

*3/27はふくろう塾体験会(小6・2名、小3・1名、高1付き添い・1名)



季節感のある夕食(2月恵方巻き)



カレー作り



学習支援者との自習の様子



収支決算書

収入

科 目	予算額	決算額	内 訳
補助金	169,810	169,810	認定コミュニティ特定事業助成金
参加費	36,000	33,900	食事代300円×113名分
計	205,810	203,710	

支出

科 目	予算額	決算額	内 訳
消耗品費	20,000	4,812	洗剤、ゴミ袋等
材料費	144,000	103,598	食材代
事業費	10,000	3,338	じゃがいも種芋代（農業体験）
印刷製本費	13,100	8,258	コピー代等
予備費	18,710	0	
市への返還金		83,704	
計	205,810	203,710	

*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来る必要があります。

特定事業の概要（松林地区・かんがるうのぼっけ）

松林地区まちぢから協議会では、平成26年夏から、松林地区における地域課題を話し合うなかで、とりわけ多くの意見があがった「子どもの居場所」に関する課題を解決するための取り組みとして、地域が協力し合い本事業を実施している。継続的な取り組みにより「多世代の交流の場」としても機能するようになってきたが、新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、「子育て世代」にフォーカスした居場所づくりとして形を変えて再スタートを切っている。

（１）事業の概要

地域の空き家や公民館、自治会館を利用して、子育て世代の居場所を提供している。子育て世代が子どもを自由に遊ばせつつ、子育ての悩みについて子ども部会員に相談したり、子育て世代同士が知り合ったりする場所として機能している。

（２）事業のねらい

- ・子育て支援（孤立感を取り除く、子育て世代の居場所づくり）を行う
- ・情報提供や相談の窓口となる

（３）令和5年度実績

合計11回開催し、幼児51名、保護者50名、毎回平均4組の親子の参加があった。コロナ禍で縮小していた食事の提供を本格的に再開することができた。長年借用していた空き家の使用を6月で終了せざるを得なくなってしまうことから、代替の施設の確保に苦慮し、当初の予定回数は下回ったものの、子育て世代にとって貴重な居場所として機能することができた。

参加者は、「息抜きできる場所」、「相談に応じてもらえる場所」、「ママ友を作れる場所」など様々な認識を持っており、感謝の言葉をいただくことも多くあり、参加者の満足具合を推察することができた。

次年度からは、フードバンクの活用やSNSを活用した情報発信など新たな事業展開を図っていく。

特定事業実施報告書（松林地区・かんがるうのぽっけ）

事業の実施内容	活動内容	地区内の空き家(6月で使用終了)・公民館・自治会館を利用し、子育て世代向けの居場所を運営する。子育て中の親子への支援、子育て世代同士の交流等を行う。		
	活動期間	令和5年4月10日～令和6年2月27日		
	実施体制	松林地区まちぢから協議会 子ども部会	周知方法	自治会回覧、松林公民館等での配架、まちぢから協議会HP、子ども部会Instagram、LINEでの告知
	参加者数	子ども（幼児） 51人 大人（保護者） 50人 スタッフ 64人 合計 165人 *行政等見学者 7人	実施日	4/10、4/24、5/8、5/22 6/12、6/26、9/26、 11/28、12/26、1/23、2/27 合計11回 空き家使用6月にて終了。10～11月松林公民館工事の為、日程が大きく変わった。
事業の目的や効果は達成できましたか		① 子育て支援（孤立感を取り除く、地域の居場所） ・具沢山のお味噌汁は普段野菜を食べない子にも好評で、レシピをスタッフに尋ね、会話が盛り上がる事もしばしば。 ・かんがるうのぽっけで、お互いの子どもを連れての同窓会もできた。 ・外食がまだ難しい年齢の子どもを安心して連れていける、憩いの場になった。 ② 地域ニーズの把握 ・自治会掲示板への掲示のリクエストを早速実施した。 ・急遽決まった空き家の利用終了も、公民館と自治会館を利用することで活動を継続することができた。 ③ 情報提供 ・自治会回覧、まちぢから協議会HPに加えて、Instagram・LINEも開設。より多くの方に向けて活動紹介を行っている。 ④ 相談窓口 ・部会員の中に民生委員児童委員が参加している。 ・ボランティアで元助産師の方が参加している。 6月でおむすび松林のスタートから長年お借りしていた空き家の使用が、みんなに惜しまれつつ終わりとなった。最終日には7組の親子が参加。参加中に歩いた子、緑の野菜を初めて食べた子、おむすびを満面の笑みで頬張る子、それを見守る母親たちの笑顔。たくさんの思い出に感謝しつつも、公民館でこの雰囲気が出せるのかと不安になったが、9月の公民館での初開催も賑わい、改めて親子の居場所の必要性を感じた。 かんがるうのぽっけに参加できたことで不安だらけのコロナ禍を乗り切れたと話してくれたママは、生まれてくる下のお子さんのイベントデビューをかんが		

	るうのぽっけと決めているそう。スタッフ一同大変嬉しく、やりがいを感じた。ボランティアのベテラン助産師さんとここで再会でき、感動の涙を見せたママもいた。開催の度に様々な暖かい場面を見られるのは、参加者はもちろんスタッフも幸せな気持ちになることができた。
事業を計画的に実施することができましたか	・事業計画で21回開催予定のところ11回開催。(活動場所変更のため) ・事前申し込み制は変えず人数制限をやめた。飛び入り参加も可能にした。 ・1回の平均参加組数は4組だった。 ・空き家での開催が終わって公民館等に場所を移しても、毎回参加者からの申し込みがある。子育て世代の『居場所』として定着した手ごたえがある。
予算計画や予算配分は適正でしたか	概ね適正だった。 支出についての予算と実績の比較は次のとおりである。 ① 印刷製本費 予算 4,800 円／決算 6,637 円 ・印刷費は松林公民館の印刷機を使用し、低価格に抑えることができた。 ・開催通知を3ヶ月分まとめて出すことで、利用者が日程を確認して申し込みしやすいようにした。 ・開催場所・日程変更のお知らせ、掲示板用チラシ作成で予算より多くなった。 ② 賃借料 予算 210,000 円／決算 60,000 円(21回予定のところ6回になった) ・空き家の使用が6月で終了となったため。 ③ 消耗品費 予算 20,000 円／決算 885 円 ・空き家の掃除用品等が不要となり、自治会館開催の際の食器購入が必要となった。
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	・参加者への意見聴取のほか、松林地区まちぢから協議会の会議で各種団体に意見聴取を行った。 ・松林公民館で実施している子育てサロンのチラシを参加者に配布し、相互利用し易いように努めた。
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	・かんがるうのぽっけ以外の場所で参加者親子と偶然会うことも多く、声をかけられるスタッフも多い。幼稚園や保育園に通うようになり参加が難しくなった参加者から「かんがるうのぽっけにまた連れて行きたいです!」「赤ちゃんがいるお友達にもおすすめしてます」と話してもらうことも。 ・寝返りもまだだった子が走っていたり、一緒におしゃべりが出来るようになったいたり、お子さんの成長を保護者と一緒に見守っていることにもやりがいを感じている。
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	・コロナ禍でなかなか外出し辛く、孤立しがちな親子に交流の場を提供したことで、地域コミュニティを豊かにしていく手助けが出来たのではないかと思います。 ・まちぢから協議会役員の紹介で、助産師歴50年の心強いスタッフが新たに加わった。
課題と今後の展望について	・フードバンク登録が進んでいないので、食材置場の場所を早急に決めて話を進めていく。 ・ヨガや音楽イベントとのコラボ企画を数件いただいているので、開催に向けて準備する。 ・食事作りのボランティアスタッフを募集するにあたり、回覧や掲示板、SNSを使っていく。

令和5年度実績

実施回数	実施日	参加人数				食事金額	備 考
		子ども	大人	合計	スタッフ		
1	4月10日	4	4	8	6	2,200	空き家開催
2	4月24日	5	5	10	6	2,300	空き家開催
3	5月8日	5	5	10	6	2,100	空き家開催
4	5月22日	5	5	10	5	2,300	空き家開催
5	6月12日	2	2	4	4	1,200	空き家開催
6	6月26日	7	7	14	8	3,150	空き家開催
7	9月26日	11	12	23	5	3,450	松林公民館
8	11月28日	1	1	2	7	1,650	室田自治会館
9	12月26日	5	3	8	6	2,150	松林公民館
10	1月23日	2	2	4	7	1,900	松林公民館
11	2月27日	4	4	8	4	1,800	松林公民館
	合計	51	50	101	64	24,200	

かんがるうのぼっけの様子



人気の具沢山のお味噌汁とおむすび



おむすびの出来あがりを待ちきれず…



公民館にて



自治会館にて

収支決算書

収入

科 目	予算額	決算額	内 訳
補助金	275,580	275,580	認定コミュニティ特定事業助成金
参加費	63,000	24,200	大人1食200円、子どもおにぎり1個50円
計	338,580	299,780	

支出

科 目	予算額	決算額	内 訳
賃借料	210,000	60,000	会場賃借料10,000円×6回開催
印刷製本費	4,800	6,637	コピー代等
消耗品費	20,000	885	紙皿代
材料費	63,000	41,373	食材代
イベント費	10,000	0	
予備費	30,780	0	
市への返還金		190,885	
計	338,580	299,780	

*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来る必要があります。

特定事業の概要（松林地区・広報活動事業）

松林地区では、松林地区まちぢから協議会（以下、協議会と略す）が発足してから様々な事業活動に取り組んでいる。協議会について、まだ知らない人が見受けられるので、その存在と活動を知ってもらうことを目的に広報活動事業を行っている。合わせて、協議会活動への参加に繋げることで、地区内の顔の見える関係性を構築する一助になることも狙っている。

（１）事業の概要

本事業は協議会の広報部会が実施している。広報紙「松林タイムス」やポスター等を通じて、松林地区まちぢから協議会及び関連組織・団体の活動予定や活動報告等を松林地区住民へ情報発信する。

（２）事業のねらい

- ・自分が住む街（地域）で何が行われているかを知ることができる。
- ・地域コミュニティへの興味が促され、参加のきっかけを与える。
- ・地域への愛着や帰属意識の向上。

（３）令和５年度実績

次のア、イ、ウの事業を実施した。

ア）松林タイムス発行

紙媒体広報紙を３回発行し、松林地区の自治会加入全世帯へ全戸配布した。内容は、松林コミセン整備、大運動会、市民集会などであった。

イ）ポスター作成

ポスターを４種類作成し、自治会管轄の約１２０ヶ所へ掲示した。内容は、大運動会、福祉バザー、防災訓練、市民集会であった。

ウ）ホームページ運営

茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会内に設けられた協議会のホームページを運営した。市民集会を中心に活動の報告や運営委員会の議事録を掲載した。また、協議会で実施している特定事業である「かんがるうのぽっけ」ならびに「ふくろう塾」の開催状況を掲載し、それらを利用するきっかけになるよう努めた。

コロナ禍を脱して、ほぼ従前の事業活動に戻すことができた。協議会では「かんがるうのぽっけ」や「ふくろう塾」などを実施している。こうした事業活動への参加者や担い手を継続的に募集していくためにも、松林地区の全世帯に幅広く周知できる「松林タイムス」の重要性は大きい。今後は、紙媒体に加え、SNSによる情報発信手段の検討を進めていく。

特定事業実施報告書（松林地区・広報活動事業）

事業の実施内容	活動内容	広報紙「松林タイムス」等を通じて、松林地区まちぢから協議会及び関連組織・団体の活動予定や活動報告等を松林地区住民へ情報発信する事業		
	活動期間	令和5年5月1日～令和6年3月31日		
	実施体制	広報部会	周知方法	松林タイムス（全戸配布） ポスター（地区内120ヶ所掲示）
	参加者数	—	実施日	- 松林タイムス（3回発行） 令和5年6月30日（A4裏表） 11月30日（A4裏表） 令和6年3月31日（A3裏表） - 大運動会ポスター9月10日、福祉バザーポスター10月5日、防災訓練ポスター10月19日、市民集会ポスター11月20日に作成し掲示 - ホームページで地区内の行事案内等を随時更新
事業の目的や効果は達成できましたか		コロナ禍を脱して、ほぼ従前の事業活動に戻った一年でした。地域の主なイベントである大運動会、福祉バザー、防災訓練、市民集会のPRポスターを作成し、自治会管轄の約120ヶ所に掲示しました。 松林タイムスは3回作成配布しました。主な内容として、ポスターを作成した上記イベントの実施状況を詳細報告の形で記事掲載しました。ホームページは予定どおりの情報を発信することができました。		
事業を計画的に実施することができましたか		部会会議を10回開催したほか、紙面編集やHP更新などの作業を目的とした集会を随時実施（都合6回程度）しました。 SNSによる情報発信を具体化する検討は行えませんでした。発信したいコンテンツは何か？という基本構想が煮詰まりませんでした。令和6年度も検討は継続し、特にLINEを用いたプッシュ通知を活用できないか検討します。 HPの編集ソフトとして使っているワードプレスについて、新しい編集技術であるブロックエディターの研修会を実施しました。		
予算計画や予算配分は適正でしたか		未消化の予算が出ましたが、余分な経費、不必要な経費を発生させないよう部会全体で緊張感をもって経費管理を行いました。		
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか		協議会の会議等で自治会長を中心に運営委員から随時の意見聴取をしました。		
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか		HPのコンテンツ更新や、広報紙の制作場面では、どうしても一部の部会員に作業負担が偏ってしまいがちですが、事前事後の打ち合わせで密なコミュニケーションをとりながらメンバー全体がやりがいを感じながら事業に取り組むことができました。		

事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	今まで自治会単位での活動にとどまっていた人が、当事業の実施により自治会の枠を超えた地域コミュニティに参加するようになりました。新たな担い手発掘という点では厳しい状況（今期中の部会員増員は0名）です。新たな担い手を求める方法論を引き続き検討したいと思います。
課題と今後の展望について	住民が広報紙「松林タイムス」やまち協HPを、従来よりも注目してくれることを目指したいと思います。露出はしているけど注目度は低いというのが現状と認識し、まちぢから協議会連絡会のホームページ管理運営チームと連携するなどして、住民にとって「知りたいこと」や「興味あること」を取り上げる広報事業を目指します。

収支決算書

収入

科 目	予算額	決算額	内 訳
助成金	136,000	136,000	認定コミュニティ特定事業助成金
計	136,000	136,000	

支出

科 目	予算額	決算額	内 訳
印刷製本費	113,348	105,712	全戸配布「松林タイムス」、イベントポスター印刷代
通信運搬費	3,000	0	
物品費	5,000	0	
研修費	3,000	0	
予備費	11,652	0	
市への返還金		30,288	
計	136,000	136,000	

*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来る必要があります。

こそだて世代の居場所 かんがるっのぽっけ

松林地区まちぢから協議会子ども部会では、子育て世代のみなさんを応援したい！と思い交流できる居場所作りを行っています。

『おにぎり&お味噌汁（一食 200 円、お子様用おにぎりは一つ 50 円）』をご提供しています。親御さんたちは子育て相談や情報交換で盛り上がっていますよ！
どうぞお気軽に参加してみませんか。

子育てに関する情報交換をしたい！

そんなパパ、ママをお待ちしています。
対応するスタッフはみんな子育て経験者です。
お気軽にご参加ください。



お友だちがほしい！

【開催日時】

- 1 月 2 3 日（火）
- 2 月 2 7 日（火）
- 3 月 1 2 日（火）

* 時間は 10 時～13 時

この時間内なら何時に来ても構いません



【申し込み方法】

QRコードから、参加希望日、お名前、
お子さまの年齢、
参加人数、連絡先を登録してください



【開催場所】

松林公民館 2 階和室
（茅ヶ崎市室田 1-3-2）



ボランティアさん募集中

一緒にお食事を作ってください方、
活動に興味のある方のご参加をお待ちしてます。

主催 松林地区まちぢから協議会子ども部会
お問い合わせ

中山 090-9395-8372

神原 090-1423-8059



＜参考＞2015年オープンの松浪コミセン

待望の政策決定

松林地区コミセンの整備計画

まちぢから松林タイムス

令和5年
六月三十日発行
茅ヶ崎松林地区
まちぢから協議会
広報部会



松林地区の地域活動をさらに充実させる為に

一日千秋の思いで望んでおりましたが、遂に松林地区へのコミュニティセンターの整備が具体化されることとなりました。松林地区の皆さまに、改めて、ご報告させていただきたいと思えます。

松林地区まちぢから協議会では、松林地区への地域集会施設（以下、コミュニティセンターと呼びます）の整備を長年に渡って茅ヶ崎市へ要望してきました。コミュニティセンターは地域活動の拠点となる公共施設で、会議室、音楽室、調理室などのほか、館によっては運動ができる体育スペースやカフェが設けられているところもあります。これから先、松林地区の地域活

動を支えるためには、このように、気軽に地域の人々が集える施設が必要不可欠であるとの思いで、当時の松林地区自治会連合会が平成20年度に市民集会所で要望して以来、15年が経とうとしています。

思い起こせば、令和元年度の市民集会所はコミュニティセンターの整備について、行政より「次期実施計画に位置付けるべく検討を進める」という大変前向きな回答をいただいておりますが、その直後の新型コロナウイルスの感染拡大により、実施計画の策定は延期となり、コミュニティセンターの整備も正式な位置づけがされておりました。

松林地区まちぢから協議会では、延期で生じた期間を活用し、コミセン研究会を立ち上げ、どのようなコミュニティセンターがふさわしいかについて、様々な研究を進めてまいりました。そして、そろそろコロナ禍明けかなと期待していた頃、実施計画の策定に並行して、

令和4年12月には遂に、松林地区へのコミュニティセンターの整備を進めることが正式に決定され、松林公民館などで行われた説明会やパブリックコメントを経て、令和5年3月にはその整備計画である「（仮称）松林地区地域集会施設等複合施設整備基本計画」が策定されました。こちらには令和8年10月の開館を目指して、整備を進めていくことが明記されていて、松林地区にとって待望のコミュニティセンターの整備がすぐその未来にまで迫ってきています。

松林地区では自治会をはじめ、地域で様々な団体が行っている。こういった活動の1つ1つがそこで活動される方々の生きがいを生んでいますし、人と人の大切な繋がりをつくっています。同じ地域に住む人同士の関係が希薄になりつつある現代ですが、仕事や家庭とは違う場所での繋がりを持つことは、お互いにとって良い刺激となり、いざという時にも頼れる仲間となります。こういった繋がりを育む地域活動の拠点として、コミュニティセンターは大いに重宝されるものとなるでしょう。

【松林地区まちぢから協議会 細田会長】

コミセン整備基本計画の概要

（仮称）松林地区地域集会施設等複合施設整備基本計画は、令和8年10月の開館を目指し、整備に必要な立地や施設規模、基本方針等を茅ヶ崎市が定めたものです。

松林地区まちぢから協議会では、コミセン研究会を立ち上げ研究が進められ、研究成果を要望書として、

市に提出いただきました。この要望を踏まえ、施設の設計に反映すべき諸条件の検討を行い、令和5年3月に基本計画を策定しています。

基本計画には、基本方針（①市民の交流、②文化・学び、③健康・スポーツ、④福祉）を定めており、地域福祉の拠点としての利便性の向上を図るため、松林地区ボランティアセンター「ふれあい・支えあい松林サポートセンター」と地域包括支援センター「ぐるみ」を併設した複合施設として整備する予定です。

整備用地は、市営高田住宅2階建て棟の跡地の南東側敷地（1,500㎡）で、施設規模は、2階建て、床面積1,500㎡を上限に想定しています。

施設の管理運営は、松林地区まちぢから協議会に指定管理者を担っていただくことを想定しています。

今後は、市民を対象とした説明会等を開催し、設計に向け、具体的な検討を進めていく予定です。より良い施設となるよう、皆様からのご意見をお待ちしています。

【茅ヶ崎市 市民自治推進課】

運動会特集号

10月8日室田小学校で

まちぢから松林タイムス

令和五年
十一月三十日発行
茅ヶ崎松林地区
まちぢから協議会
広報部会

5年ぶりの松林地区大運動会

ご挨拶 体育振興会より

体育振興会 吉原 寛

日頃より振興会活動への協力ありがとうございます。5年ぶりの大運動会を盛大に室田小学校にて開催することができました。これも一重に松林地区・小和田地区自治会連合会に属する自治会長さんを始め役員・会員の皆様のご協力のおかげとスポーツ推進委員一同御礼申し上げます。また、来賓の市長を始め行政職員、教職員の方々、県・市議員の方々など多くのご列席をいただきました。ありがとうございます。

天候については、昼に小雨が降り閉会式でも小雨が降り、猛暑から一転、涼しいから肌寒い大会となりましたが、自治会対抗種目や自由参加の一般種目など8時30分の入場行進から15時30分の閉会式までほぼ予定どおり進行することができました。



総合優勝を連覇で飾った下赤羽根自治会の皆さんは選手集めから練習まで用意周到だったと聞いております。来年は松林中学校で開催いたします。運動会・球技大会を通じて自治会の絆を深めたりスポーツの楽しさを知っていただいたり、交流の場を提供することが振興会の使命と考えております。またお会いしましょう。

参加自治会の自己紹介



◆新宿自治会です。運動会の開催おめでとうございませう。今年には自治会の行事が復活し皆さんの協力で活動してきました。今日は皆の力を結集して楽しみたいと思います。

◆オクトス湘南茅ヶ崎自治会です。天高く馬肥ゆる秋、澄み切った朝の陽さし、その彼方に臨む相模灘、潮風を受け、モズの高鳴きを合図に、オクトス、いざ出陣！

◆中赤羽根自治会です。4年ぶりの中赤祭りでも盛り上がった勢いをそのままに、

応援に競技に力一杯、正々堂々と頑張ります。応援団の目玉は必勝うちわです！再び深めよう！中赤自治会の絆！

◆下赤羽根自治会です。前回総合優勝の自治会として連続優勝を目標に9月初めから練習を重ねてきました。練習を通じて高い技量と強い絆が生まれました。本日はこの成果をご披露いたします。

◆上赤羽根自治会です。上赤羽根自治会は地域の絆を大切に、若い人もベテランも力を合わせ粘り強く心を一つにして、各種目の順位を上げ、総合優勝を目指します。

◆菱沼自治会です。松林小学校・松林中学校・小和田小学校及び赤羽根中学校の学区にまたがり、会員数約2,700世帯の自治会です。高齢者の割合が高く参加選手募集に苦慮しております。

◆高田自治会です。高田自治会は総合優勝をしたことがある人材の宝庫です。今年も優勝を目指して頑張ります。

◆菱沼小和田・プランヴェール湘南茅ヶ崎自治会です。我が自治会、プランヴェール自治会団体のもと、力の



限り、精一杯、秋の一日を楽しもうぞ！成績は後からついてくる、それぞれ、いけいけ、GO GO GO！

◆本宿自治会です。おはようございます。5年ぶりの運動会で本宿自治会は燃えています。選手を集めることから苦労して、ここに精鋭が揃い、運動会を楽しみます。会場全体を盛り上げます。

◆室田自治会です。5年ぶりの大運動会、我々室田オールスターズはパワー全開で挑み、全力で楽しみます。幅広い年代の選手達の光り輝くその雄姿、とくと御覧あれ！

◆ニュータウン自治会です。老若男女、世代を超えて、明るく、楽しい、ふれあいのある街づくりを目指しています。

競技結果

【自治会対抗順位】

総合優勝・下赤羽根自治会

準優勝・室田自治会

第3位・上赤羽根自治会

女子優勝・室田自治会

準優勝・下赤羽根自治会

第3位・上赤羽根自治会

男子優勝・下赤羽根自治会

準優勝・室田自治会

第3位・上赤羽根自治会

【種目別順位】

アベック二人三脚リレー

優勝・高田自治会

2位・室田自治会

3位・下赤羽根自治会

アベックキャッチボールリレー

優勝・室田自治会

2位・下赤羽根自治会

3位・高田自治会

玉入れ

優勝・下赤羽根自治会

2位・室田自治会

3位・新宿自治会

みんなでジャンプ

優勝・新宿自治会

2位・上赤羽根自治会

3位・下赤羽根自治会

綱引き

優勝・下赤羽根自治会

2位・室田自治会

3位・上赤羽根自治会

優勝・上赤羽根自治会

2位・室田自治会

3位・茅沼自治会
年齢別リレー男子

優勝・下赤羽根自治会

2位・室田自治会

3位・上赤羽根自治会

総合口優勝

下赤羽根自治会

勝者の雄たけび！

インタビュ

「第61回松林地区天運動会」男子優勝・女子準優勝の快挙を成し遂げた下赤羽根自治会手代木会長に苦勞話しや勝利へのノウハウなどを伺ってみました（文中、手代木会長、爺いび爺い、最初に今のお気持ちはいかがですか。

爺 今でも優勝の快感が残っていて、秋晴れの気分です。爺 ご苦勞も多かったと思いますが、練習などはいつ頃からはじめられましたか。手 練習は1ヶ月前から始めましたが、その前に自治会役員による実行委員を決め組長さんの協力を得て自治会総力で臨むことにしました。



爺 練習はどういう場所で行ったのですか。手 下赤羽根には神明大神の神社がありますので、その境内をお借りして練習しました。

爺 選手の募集はどうされたんですか。手 下赤羽根には消防分団・御霊保存会・祭囃子保存会・子ども会などの他いくつかの会が活発に活動していますが、前回の大会から数年がたち以前の選手も年齢が上がり制限がありました。そこで実行委員の方が中心となり各団体の他、元選手からも適任者を推薦していただきながら探していく方法をとりました。

爺 どのような練習をされたんですか。手 自治会所有の競技に合わせた器材と他所からお借りした用具を活用しました。練習時間も昼間のほか選手

の仕事の都合で夜間にも行いました。また種目によっては選手経験者からの数回にわたる厳しい指導をうけ練習しました。

爺 選手にも相当の負担だったんではないですか。手 選手はもちろん自治会役員・フォロワー、各団体・神社や近隣の皆様のご協力で達成した成績だと感謝しています。

爺 前回に続く今回の成績で何が得られましたか。手 何よりも地域の団結・絆・地域愛が深まったと感じています。それは当日に行われた祝賀反省会で、自治会館に入りきれない人の盛況をみて、この地域に住んでいて良かったと思えました。祝賀会では3年連続総合優勝、男女共の優勝を誓い合ったことは言うまでもありません。最後に応援して下さった皆様に厚くお礼申し上げます。

トピックス

大躍進！

上赤羽根自治会の女性陣

(上赤羽根自治会女性陣リーダー！小澤静さん記)

コロナ禍や台風などで開催されていなかった地区運動会に参加できても嬉しかったです。年代別リレーは30代の頃から参加したい

と思っており、今回40代としてメンバーになったので頑張ろうと奮起していました。リレー練習はカーブで転ばないように走る練習をしました。メンバーとは予選の前にバトン練習をしました。20代から40代はバトンを右手で受け取って左手で持ち替えるが10代は逆で左手で受け取って右手で持ち替えるという世代の差に少し躊躇しました(笑) 本番前は怪我のないように楽しんで走ろう！と声を掛け合いました！今回、優勝できたのは一人一人が頑張ったのはもちろん、楽しみながら勝ちたい！という想いがあつたから結果に繋がったのだと思います。普段あまり関わることのない年代の方と話せたり一つの事を成し遂げることができてとても素敵な時間でした。あと上赤の皆さんからの熱い声援があつたからですね！チーム上赤最高！！

お昼のアトラクションで活躍した祭囃子

(茅沼自治会至人田さん記)

スポーツ大会の応援に欠かせないのは、鳴り物の代名詞「太鼓」。でも、松林地区大運動会の昼食時間に活躍するのは「祭囃子」。「いつから運動会までパフォーマンスを？」「競技者への鼓舞はしないのかな？」



「そもそも何で祭囃子を？」茅ヶ崎祭囃子連合会の会長須田寛さん(茅沼地区在住)にお話を伺いました。

《須田さん談》 地元茅沼にて太鼓保存会を53年前にスタート。当時は下赤羽根と上赤羽根だけ保存会があつた。松林地区での太鼓の基本のたたき方は同じだが、「新林」「旧林」と呼ばれる流れがあり、例大祭や神輿の渡御に随行してするのが主な活動。茅ヶ崎連合会は現在16団体が加盟。毎年「茅ヶ崎お囃子祭り」を開催している。運動会への参加は、鶴嶺地区で行っていたので、当初からの目的は応援合戦ではなく、演奏の場を増やしたいこと、又広く存在を知ってもらうことで営業的な側面が大きかった。今回で6回目の参加。やはり会員はパフォーマンスの機会が増えて、喜んで参加しています。

子ども部会より

★子どもと一緒にホッと一息つけるひとときを★
子育て世代の居場所
「かんがるのぼつけ」
参加者募集！

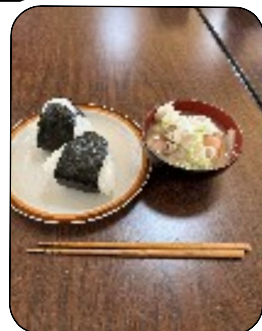
松林地区まちぢから協議会子ども部会では、子育て世代の皆さんを応援したい！という思いから、交流できる居場所作りを行っています。

『おにぎり&お味噌汁（1食200円、お子様用おにぎりは1つ50円）』を提供しています。親御さんたちは子育て相談や情報交換で盛り上がりつつあります。子育てに関する情報交換をしたい！お友達に欲しい！そんなパパ、ママをお待ちしております。また、お友達と一緒にの参加も大歓迎。対応するスタッフは、みんな子育て経験者です。親子の孤立を防ぐきっかけにもなります。お気軽にご参加ください。



松林地区まちぢから協議会
子ども部会
お問合せ
合寄せ
松林地区まちぢから協議会
子ども部会
090-19395-1837
2（中山）090-11423-8059（神原）

参加対象者：親子（お住いの地域、年齢制限なし）
開催頻度と時間：毎月1回、原則火曜日10時～13時
開催場所：松林公民館や各自治会館
参加方法：2次元バーコードから参加希望日、お名前、お子さまの年齢参加人数、連絡先を登録してください。
お問合せ：合寄せ 松林地区まちぢから協議会 子ども部会 090-19395-1837 2（中山）090-11423-8059（神原）



★学校や家庭とは別の、安心できる第3の居場所★
「ふくろう塾」
参加者募集！

ふくろう塾ってどんなところ？こんな楽しいところですよ。地域の大人と一緒に夕食作りをしたり、食事と一緒にします。時には「推し」の話で盛り上がることも！宿題を持つてくると地域のボランティア先生と一緒にみてくれることもあります。その他、百人一首大会をしたり、節分には恵方巻を作ったり、季節を感じながら日はカレーの日、土曜日はお楽しみメニューの日。メニューのリクエストもどんどんしてね！

参加者募集！
参加方法：参加費無料
事前申し込み不要
※当日松林公民館へ直接お越しください。
食事作りから参加しても、食事だけ、学習だけでもOKです。勉強したいものを持参してください。お家の人に伝えてから参加してください。たくさんのご参加をお待ちしています！
お問い合わせ：松林地区まちぢから協議会 子ども部会 090-19395-1837 2（中山）090-11423-8059（神原）



開催情報
対象：松林中・赤羽根



中・円蔵中の生徒ならどんなでも
日時：毎月第1土曜・第3水曜
食事作り16時～、食事と学習18時～20時
場所：松林公民館
参加方法：参加費無料
事前申し込み不要
※当日松林公民館へ直接お越しください。
食事作りから参加しても、食事だけ、学習だけでもOKです。勉強したいものを持参してください。お家の人に伝えてから参加してください。たくさんのご参加をお待ちしています！
お問い合わせ：松林地区まちぢから協議会 子ども部会 090-19395-1837 2（中山）090-11423-8059（神原）

「ミヤン」情報

松林地区コミュニティセンター整備の進捗状況

令和8年10月の開館を目指し、今年度より松林コミセンの設計が本格的にスタートしました。令和5年5月には、松林地区の自治会や関係団体等から推薦された委員等により組織された「（仮称）松林地区地域集会所施設等複合施設整備懇談会」が開催され、以降全6回に渡る会議において、設計のコンセプトや諸室のレイアウト等についての検討が行われました。

7月には、設計段階から多くの方々に関わっていただくことで、将来に渡って愛着を持っていただけるコミセンとすることを目的として、不特定多数の市民を対象に「松林コミセン整備に向けたワークショップ」が開催され、参加者からコミセンに関する様々なご意見をいただきました。また、10月に開催された「松林コミセンの設計に関する説明



基本設計を踏まえ、今後は、令和6年度にかけて実施設計が進められ、令和7年度から工事が予定されています。松林地区の活動拠点として整備される待望の松林コミセンにぜひご期待ください。☆左記の2次元バーコードから基本設計段階の建物平面図をご確認いただけます。

まちぢから松林タイムス

令和六年
三月三十一日発行
茅ヶ崎松林地区
まちぢから協議会
広報部会

市民集会のご報告

昨年12月23日に「令和5年度松林地区まちぢから協議会市民集会」が佐藤市長、塩崎・岸両副市長、関係部署幹部職員のご列席をいただいて開催されました。この集会では行政と我々市民が、主に「ごみの集積所」に関する話し合いを行いました。

ごみ及び資源物の集積所に関する要望の背景について《提起者 菱沼自治会 今井会長》

松林地区では、あちこちで小規模住宅開発が行われています。小規模住宅開発申請時に8戸未満の場合、ごみ集積所（燃やせるごみ・燃やせないごみ）の設置義務が無く、既存の集積所を利用することになります。また、24戸未満の開発においては資源物集積所は申請出来ない為、既存の

集積所を利用することになります。殆どの集積所では新規利用者を追加する余地がなくて、自治会では利用者の割り振りに苦慮しています。また、集積所の維持管理面において、高齢化等の要因で掃除等の当番制維持が困難となっています。住民からの要望と、それに対する行政の回答

①行政所有の土地及び建物の利用検討及び集積所申請時の条件緩和（特に資源物の24戸）をお願いしたい。

行政の回答：行政所有の土地や建物を集積場所として利用している例はありませんが、適さない場所もあります。ごみ集積場所は特定開発事業で義務付けられています。基準がハードルになっている地域、地帯の負担は増えています。特



「安心まごころ収集制度」が戸別収集方式となります。戸別収集方式では、対象品目によってはごみ集積場所が不要となり、新設や移動の課題に根本的な改善をもたらすと考えています。

行政の回答：「安心まごころ収集」は高齢者や障がい者に対し、ごみや資源物の戸別収集と安否確認を行っている。市の方針に基づき全戸の戸別収集の見送りが決定されましたが、高齢者の意見を反映し、令和4年4月1日の要件緩和後は「在

行政の回答：資産税課でご相談に応じています。③販売業者が新しい住宅を販売する際、市から住民にごみ集積場の場所等の告知をお願いしたい。

行政の回答：「安心まごころ収集」は高齢者や障がい者に対し、ごみや資源物の戸別収集と安否確認を行っている。市の方針に基づき全戸の戸別収集の見送りが決定されましたが、高齢者の意見を反映し、令和4年4月1日の要件緩和後は「在

行政の回答：「安心まごころ収集」は高齢者や障がい者に対し、ごみや資源物の戸別収集と安否確認を行っている。市の方針に基づき全戸の戸別収集の見送りが決定されましたが、高齢者の意見を反映し、令和4年4月1日の要件緩和後は「在

行政の回答：「安心まごころ収集」は高齢者や障がい者に対し、ごみや資源物の戸別収集と安否確認を行っている。市の方針に基づき全戸の戸別収集の見送りが決定されましたが、高齢者の意見を反映し、令和4年4月1日の要件緩和後は「在

2024年行事予定

茅ヶ崎市立小中学校始業式

4月8日(月)

○市内各学校

大岡越前祭

4月20日(土)・21日(日)

○JR茅ヶ崎駅周辺および

大岡家菩提寺の浄見寺

浜降祭

7月15日(月曜・海の日)

○茅ヶ崎西浜海岸

ちがさき花火大会

日時未定

○サザンビーチ

松林地区大運動会

日時未定

○松林中学校

松林地区防災訓練

10月13日(日)

○室田小学校

松林地区まちぢから協議会

運営委員会 原則毎月第3金曜日

◎場所 松林公民館

ふくろう塾

月第1土曜・第3水曜

◎場所 松林公民館

かんがるっのぼっけ

毎月1回、原則火曜日10時～13時

◎場所 松林公民館・各自治会館

★地域情報や行事予定などは「松林地区まちぢから協議会のWEBサイト」をご覧ください



行政の回答：持ち帰って検討します。

④新たに建設される松林コミセンの中にコンビニを作ってもらいたい。

行政の回答：当該地は第1種低層住居専用地域のため、商店等が建てられない場所です。松林コミセンにはカフェが併設される予定であり、既存のコミセンでは朝市等を開催しているところもあるので、皆様の要望に沿えるよう今後運営の中で検討していきたいと思います。

⑤有料化したごみ袋の値段は、他市と比べてどうなのか。

行政の回答：1リットル当たり2円という単価は、周辺先行市と同様です。ごみ減量化に資するため必要な単価ということと、25%の減量を目標として、先行市や全国的な事例を基に減量効果が得られる水準を設定しています。

⑥廃食用油(植物性) ペットボトルがガラスに突かれたり倒れて流れてしまふ。廃油の出し方を改善指導して欲しい。

行政の回答：持ち帰って検討します。

⑦松林地区は市内の南部に比べてハワイを活用したブランディングができていない。南高低の茅ヶ崎をなんとかして欲しい。

行政の回答：新たに建設するコミセンを核として、コミセンを使って何をするかというのを皆さんと一緒に考えながら、北部を盛り上げていきたいと思います。

⑧歩きたばこ、自転車やバイクを乗りながらの喫煙を禁止することを強化

大地震に備える

大きな地震が発生！その時、どうすればよいのでしょうか。地震は、平日や祝祭日に関係なく発生します。元日に起きた令和6年能登半島地震は記憶に新しいと思います。

これまで経験したことのない大規模地震にあつてしまつたら。想像してみてください。地震や水害、突然の停電でトイレが使えなくなつたら。マンションでは下の階が汚水であふれてしまうことも。その時、どう行動し、屋外や室内で自身の安全を守ればよいのか。近隣に取り残されている人はいないか、独居の高齢者の救助は大丈夫か。地域の共助や隣近所との連携も大切です。今からできる地震対策。もしもの災害に備えて、非常用持ち出し袋は用意



その他、今後数年、数十年の間に起きるといわれている南海トラフ巨大地震や首都直下地震、活断層の地震など地震多発国の日本。地震発生直後に出来る情報や注意すべきことについて、知っておきたいポイントがたくさんあります。

国は、首都直下地震が起きると最悪の場合、死者はおよそ2万3千人、経済被害はおよそ95兆円に達すると想定しています。大規模な地震が起きた時はその直後に建物の倒壊や地割れ、マンホールの突出などにより道路が寸断される危険性があります。また、断水が起きた際に火災が発生した場合、消防車による消火作業が困難となる可能性が高まり、あらゆる面でパニックとなることが想定されます。一方で、建物を耐震化して火災対策を徹底すれば死者を10分の1に減らせる可能性があります。被害を最小限に抑える上で日ごろの備えが重要となります。

松林地区でも災害が起きた際には松林地区まちぢから協議会の防災部会をはじめ各自治会、消防団、各自治会の防災リーダーなどが連携をとって松林地区の住民の安全を守るべく日ごろから活動をしています。未曾有の大規模地震が起きた際はこうした方々も被災してしまつたら即時行動をすることができません。また自治体による救助にも時間がかかると想定されます。

松林地区でも災害が起きた際には松林地区まちぢから協議会の防災部会をはじめ各自治会、消防団、各自治会の防災リーダーなどが連携をとって松林地区の住民の安全を守るべく日ごろから活動をしています。未曾有の大規模地震が起きた際はこうした方々も被災してしまつたら即時行動をすることができません。また自治体による救助にも時間がかかると想定されます。



松林地区でも災害が起きた際には松林地区まちぢから協議会の防災部会をはじめ各自治会、消防団、各自治会の防災リーダーなどが連携をとって松林地区の住民の安全を守るべく日ごろから活動をしています。未曾有の大規模地震が起きた際はこうした方々も被災してしまつたら即時行動をすることができません。また自治体による救助にも時間がかかると想定されます。

松林地区でも災害が起きた際には松林地区まちぢから協議会の防災部会をはじめ各自治会、消防団、各自治会の防災リーダーなどが連携をとって松林地区の住民の安全を守るべく日ごろから活動をしています。未曾有の大規模地震が起きた際はこうした方々も被災してしまつたら即時行動をすることができません。また自治体による救助にも時間がかかると想定されます。

松林地区でも災害が起きた際には松林地区まちぢから協議会の防災部会をはじめ各自治会、消防団、各自治会の防災リーダーなどが連携をとって松林地区の住民の安全を守るべく日ごろから活動をしています。未曾有の大規模地震が起きた際はこうした方々も被災してしまつたら即時行動をすることができません。また自治体による救助にも時間がかかると想定されます。

松林地区でも災害が起きた際には松林地区まちぢから協議会の防災部会をはじめ各自治会、消防団、各自治会の防災リーダーなどが連携をとって松林地区の住民の安全を守るべく日ごろから活動をしています。未曾有の大規模地震が起きた際はこうした方々も被災してしまつたら即時行動をすることができません。また自治体による救助にも時間がかかると想定されます。

松林地区情報局

地域の学校から

「あたたかい聞き方」「やさしい話し方」



室田小学校の教頭の宮島弘志と申します。日頃より地域の方々には子どもたちの見守りを始め、ご支援ご協力を頂き誠にありがとうございます。

松林地区でも災害が起きた際には松林地区まちぢから協議会の防災部会をはじめ各自治会、消防団、各自治会の防災リーダーなどが連携をとって松林地区の住民の安全を守るべく日ごろから活動をしています。未曾有の大規模地震が起きた際はこうした方々も被災してしまつたら即時行動をすることができません。また自治体による救助にも時間がかかると想定されます。

松林地区でも災害が起きた際には松林地区まちぢから協議会の防災部会をはじめ各自治会、消防団、各自治会の防災リーダーなどが連携をとって松林地区の住民の安全を守るべく日ごろから活動をしています。未曾有の大規模地震が起きた際はこうした方々も被災してしまつたら即時行動をすることができません。また自治体による救助にも時間がかかると想定されます。

松林中学校より



松林中学校教頭の羽場佳子と申します。松林地区の皆さまには、日頃より本校の教育活動にご理解ご協力をいただき、感謝申し上げます。今日は最近のICT機器を活用した授業の様子をお伝えしたいと思います。

夜間工事情報



松林中学校 教室風景

ここ数年でICT機器の活用が小学校でも中学校でも一気に進みました。生徒一人に一台のICT機器があり、全ての授業で活用しています。調べ学習はもちろんのこと、写真撮ったり、電卓機能を使ったり、生徒は当たり前のように使いこなしています。なかでも録音・録画機能を使った実技テストについては、とても便利な使い方だと感じます。英語のリーダーのテストなど、生徒は各自で録音したものを担当の先生にデータで提出します。生徒は自分の納得のいくものを提出でき、教員の方も時間を有効に使え、双方にとって好都合です。また、保健体育の実技の授業でも、自分の姿を他の生徒に録画してもらい、後から見直して改善したり、ペアの生徒と一緒に画像を見ながらアドバイスを出し合ったりしています。

このような授業風景を地域の方にご覧いただける機会が「学校へ行こう週間」になります。松林中学校では令和6年度も10月に予定しております。まだ先にはなりますが、授業の様子をぜひ見にお越しください。

松林地区でも災害が起きた際には松林地区まちぢから協議会の防災部会をはじめ各自治会、消防団、各自治会の防災リーダーなどが連携をとって松林地区の住民の安全を守るべく日ごろから活動をしています。未曾有の大規模地震が起きた際はこうした方々も被災してしまつたら即時行動をすることができません。また自治体による救助にも時間がかかると想定されます。

松林地区でも災害が起きた際には松林地区まちぢから協議会の防災部会をはじめ各自治会、消防団、各自治会の防災リーダーなどが連携をとって松林地区の住民の安全を守るべく日ごろから活動をしています。未曾有の大規模地震が起きた際はこうした方々も被災してしまつたら即時行動をすることができません。また自治体による救助にも時間がかかると想定されます。

松林地区まちぢから協議会ホームページ